

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成15年8月27日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	佐	藤	隆	男
同	三	井	経	光
同	酒	井	美	明

措置の通知書

平成 13 年度 包括外部監査「～水～ 水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業に関する事務の執行及び事業の管理」分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>農業集落排水処理施設の維持管理業務委託について（報告書 55 ページ）</p> <p>維持管理業務は、長野市生活環境協同組合と処理施設を建設した建設会社との共同企業体に、随意契約により委託されている。</p> <p>契約先の原則的な決定方法である一般競争入札により、委託先の選定を実施することを検討する必要がある。</p>	<p>農業集落排水処理施設の維持管理業務委託については、市と協同組合との協定有効期間が平成 15 年 3 月 31 日に切れたため、平成 15 年 4 月から指名競争入札を実施し改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（農業土木課）</p>